

速記録

原本番号 昭和四八年(民)第四〇号の

事件番号 昭和四八年(民)第四〇号
被控訴代理人 (弘中) 第二五号 氏証
名 宮崎繁樹

昭和四八年一二月二十日
回 口頭弁論

被控訴代理人 (弘中)

最高に正人の職業。より経歴を述べる。

現在、明治大二年の教授となりました。

専攻は、國際法

特に入管問題

と洋文

著書等は、二三種類あります。

年齢は、五十五歳で、昭和四六年

生

判

折

卷

半

月

年一月、去入國管理と本と。四七年
に、一外国人压制の研究と、さうも。
されど、はるか同じじござります。
「七命と入管法」と「さも書」
が事。

今度、疏摩書序で去可、法律字全集上
も、本人国管理關係を担当とみえます。
ほ、たゞ今印刷中とござります。

本音に、西昭和一、外国人に対する
の表言の自由の問題につて。正人は、日本國
憲法の規定これまで基本的人權とし、
日本國は、在住する外国人に対する
其保障の事とし、とあることを記す。

最高裁印 九号の一
三号

どうぞお手にさり。

既に学説、さうます。簡単申し
述べますと、第三章の國民の権利義務
と、規立をめのは、外国人に適用し
ざらと私は思つて、さうますけれども、
いし、憲法の九八年にさること、
確立された國際法規とさもな、日本も
遵守するに、國際的通
念、さくはサテラニレスエ平和各段の
文、もさくは守ると、
かく、國際人権規約と言
かく、國際連合、一九六六年一

最高裁印 九号の一

孫 欽 三 水 順 一 た り 七 國 際 貿 易 法 の

内 容 を 固 定 化 し て お こ そ 有 之 く 事 は な い

で こ そ ま す け じ か り と そ う じ に な う

考 え ま す と 、 算 三 章 の 、 国 民 に 保 障

さ れ ま す け じ か り と 基 本 的 権 利 、 義 务 の 規 定 は

特 に 支 障 す べ き 限 け ど 外 国 人 に 付 け

も 满 用 す べ き と 、 そ う よ う に 理 解 す

れ ま す 。

基 本 的 人 権 の 中 で 、 そ う う の い す け じ か り と は 、 今

も 特 に 表 現 の 自 由 、 そ れ に つ ま す け じ か り と は 、 今

も そ も う け じ か り と は 、 そ う う の い す け じ か り と は 、 今

表 現 の 自 由 と 言 ふ ま す け じ か り と は 、 国 民 に 限

る 事 と は ま す け じ か り と は 、 そ う う の い す け じ か り と は 、 今

も そ も う け じ か り と は 、 そ う う の い す け じ か り と は 、 今

も そ も う け じ か り と は 、 そ う う の い す け じ か り と は 、 今

も そ も う け じ か り と は 、 そ う う の い す け じ か り と は 、 今

も そ も う け じ か り と は 、 そ う う の い す け じ か り と は 、 今

も そ も う け じ か り と は 、 そ う う の い す け じ か り と は 、 今

も そ も う け じ か り と は 、 そ う う の い す け じ か り と は 、 今

も そ も う け じ か り と は 、 そ う う の い す け じ か り と は 、 今

も そ も う け じ か り と は 、 そ う う の い す け じ か り と は 、 今

も そ も う け じ か り と は 、 そ う う の い す け じ か り と は 、 今

も そ も う け じ か り と は 、 そ う う の い す け じ か り と は 、 今

も そ も う け じ か り と は 、 そ う う の い す け じ か り と は 、 今

も そ も う け じ か り と は 、 そ う う の い す け じ か り と は 、 今

表一

半

所

とくに積極的に行なうべき権利を
狹義の政治行為行動と言ふ場合と同一のものと見なすと解して
ます。従つて、(1) 拳権、被選挙権
拳権、公職に対する権利、ある一定の
最高裁判官の罷免権などがある。
外国人に対する通商引取権、市民生活
を下す上級の行政、國家の政治など
もやはり選挙権である。これが、意
思表示の行為、意思決定の行為は、たゞ意
味で政治的行為には、市民的な権利と
して、本来的には、市民的な権利と
ある。この意見發表の自由、表現の自由
や、いわゆる言論の自由などと理解して

集會、遊行の表現。向肉に「集會」の語が
政治的と同一視する傾向がある。
1) フランスは、本国憲法令に反する禁止文
件を有し、本国人民もこの行動に
参加すると罰せられる。

2) 本国人民は、国民投票率、選舉率等
の投票率、行政権による保護は、多くあり
て、その結果、多くの人が、本国
人民の政治的行動を問題にして、その方針を
前段は、多く、この問題について、議論する。
政治的行動、political activity という
中には、狭いものと広いものがある。狭いものは
と定義する。國家政治行為の意思形成

あります。

外国人に対するも、かくて憲法上の清願権
が認められてゐるに似ては、政府も同様
の扱いをなして貰えます。

請願権は認められております。
その理由としては、外国人は、立法に關する
事項に於ける上、憲法上の清願権は認め
られておらず、解釈的一般放任下の如き
では、戦後は、外国人に対するも、
請願権が認められず、之に對する一般
の考え方と理解してあります。

戦後は、直接の立派な議論、
の運営などといつては、外国人に権利の立
てつて、戦後は認められることになりま
す。
しかし、戦後、基本的人権の認められる
ものも外国人に似し、日本は日本人も、臣民とす
による差別的な人権の保障という考え方
が一般的に多くなって結果があつて、
うるしく理解してます。

今、日本国に在留し、由本政府の政策

力の法規等による事実上、うるさい影響
をうながす者は、また選挙権の有無と
金のめれても実情につての意見を自由に述べ
べると、保険課はそれでうるさいから、
はみ方にはまかせらる。

たゞ選挙権とうもひと自分の立場
味の生活につけて景観の立場には
意見を述べると、たゞお直様のには
間違はないと思ます。ほんと浦和市に
住んでは、東京に勤めて来てると
うつ場合に、東京の選挙権は持て
ませんで、やはり東京にふる

生活上の不便。あるときは御議会
選挙権ありませりゆう。御天帝
御議会へおもとて要請するべると
うつはれて、わざわざおこづかひ
未成立者にはおもとて選挙権は
ござりますまい。うつはけられぬ
意見を述べると、たゞおこづかひ
たと思ふ。うつは、公義の政治的意見の表明
うつる禁止をいたすりはりと思ふ。
民主政治うつては、自由に意見を述べると
うつは、選挙権の制度の問題をうつる
はうつは、選挙権の制度の問題をうつる

たは また 次元の思想がたとへる。私
う そよ上に立下制度とて たる
か あそ。選挙投票権をもつて
た言え、自由な思想の言ひ方と
は、本末転倒のようでござりし
う。

たまき。柳の事は攻めども、直隸開港は
今問題でござり、外國人に対する表現
自由の保障は均等のとくに取扱
扱ひよ。

田島近仁。おまけには、世界人権宣言の
う。

持続的発展のための世界人権宣言の
國の憲法上、世界人権宣言の
内政、権利を保障するものとし
掲げてゐる國でもござります。
憲法、これは法令上とくに、外国人
に対する國民と同様、表現の自由
由をもつて保障する國もござ
持続的発展のための世界人権宣言の
表現の自由、寛容、結社の自由などは
保障されております。これは、國民
の手で、外国人に対するも保障す
う。

まほ。ヨーロッパ難民危機と
徐坂又平。これが甚ざる事
表現の自由、寛容、結社の自由などは
保障されております。これは、國民
の手で、外国人に対するも保障す
う。

半

庚

支那の政治

予謂人曰：「吾猶可也。」

在留期向更新申請は不可又は

一、一定の制約の下で、
そのうえで、
。

和也食言計之計之
日久之久之久之
國人外國人外國人
之之之之之之之
之之之之之之之

最高法院

表

三

庚

六章の「墳」と
「は」。日本が由来國管理へ同じ事
が、要約をすこし。國家の安全に關係
批判、國家の公安を害する事には。

合議會政治活動、合議會政治活動之三

外国人の行為は、市民の規範に拘束され
問題上、政治的立場の意思表示を表明可
能である。その國の國民は、公法上、行
為で該行爲を一義化する。これが強制
的である。外國人の处罚は、本邦の法律
で規定する。たゞ、その程度は、日本
の公害の程度とは、今一つ、違つてゐる。
徳義の政治活動と、公義の政治活動との
けれども、大体、その度に基準が
あるといふべきである。

最高裁印 九号の一

「公安」といふ事は、外國人の犯罪を犯す
とき、その武器を擇て対処する場合に
あらう。これは、公法上の問題である。
つまり、中國の公法上、外國人の行爲が
場合に、日本の公害を害す。あれば、
日本國家、又は、國民の利益を害す
アーリカ人等、個人の外國人アーリカ等が行
はる政治政策上、反対の意図を表明す
る方針として、投票する。対処する場合に、JRある
ては、JRがある。たゞ、この方法

華

所

わざわざ合法的であるとする前提にてつりけ
ます。非難に直す行為はひどい。

されば、該判断可る方の之觀下
より思ひます。法院は意味する。されば
非難に直す。法院は意味する。されば
法院は非難には該當しません。

先ほど、おしゃべりを在留期間更新
等の重要な判断をなしておられます
マイナスの要素も考慮下さい。

さうします。

さうします。市民的な表現の自由に
含まれるものとしてあります。公
に非難する事です。不利益な取扱い

日本安全保障に対する意見は、適当ですかと聞こえます。
碎々とした意見は、多くは丁寧行進
かとおもふことは、うなづけます。
まあ政治や社会、民意にもよるけれどと

思ひますけれども、日本國と外國との國交
を危うくする。うなづけます。行動
が平和的で、文書によると、意見
表明とうもろは、多く外国人に対する
想の立てるところと見てます。されば、
非常に不適切と思われる。

日本國および、日本國民の利益をうれしく

卷之三

卷之三

兩

卷之三

日本を害する。外國人には、アーバン化の進歩、農地の開拓が進む。

人には景徳院を守つても、いざさうな事は、
平和な方のまゝまことに、自分の意見を述べ
ては、何と申ゆる事か。ほんとうに、

國際を危険に至らぬよう行動をと
ておさげると、内題の起き事と思ふが
少くとも問題は平和的方より意見
を出されてゐるだけだ。先ほど申し上げた所
方の、今後の核に対する思想です。

（三）一定の在留資格の範囲内に於ける自
由取扱いの國的行為、又は報酬の運動所に一齊に
のうち、具体的な「入國自由」の「在留資格」
資格と同様の拘束力を有する。

（四）在留資格の範囲内に於ける自
由取扱いの國的行為、又は報酬の運動所に一齊に
世界人權宣言と、國際人權規範と
ある所の方は、人權と、国籍によると
差別のない人權の保障とする。この
まゝ、外國人である。自國民である
うと、自由に行動する。本來附
屬於考之れども、されば、在留

（五）在留資格の範囲内に於ける自
由取扱いの國的行為、又は報酬の運動所に一齊に
大勢の外國人の日本にとどき押されて
て、ある職業上にて独立的状況に
あるとされるに至る。この在留
が、日本人の職業活動の、多くに
おける日本人の職業活動の、多くに
おき制限され、自本国民の利益を害
すと、ある規定にて定められて
外國人を行動、職業活動を制限す
る。ある規定にて定められて
在留資格
在留資格を有する者は、その在留
を立てる考之れども、されば、在留

もうへ現行法上、在留資格と云ふ
決められております。許可を得て、
在留資格からほんとうに行動を
するところには好ましく、むけで
ます。この場合、立法院は、立法院の
規制と並んで、立法院の限度
で理解してよし、乞はねばと思ふ
がま可。

もう一つ具体例に言ひます。たとえば、被
控訴人の場合、英語教師として在留
するにあれば、在留資格とは、
一元、法務大臣が持つて定めた者、
日本にはパスポートにて雇用ヒヤーあるいは、

職業ビヤー、雇われたり、職業に従事す
るより、在留を認めていたりする
なり。今、たとえ、この問題は、どうも、
どうかの問題に過ぎない、職業と云ふ
こと、一つ問題にされて、もう一つ
二番目の問題とは、職業をさむのは
何ぞ、一定の英語教師として、または、建築
士、具体的には、英語を教わる場所を有する
うち、ううう意味で、職業ビヤーのも、書類
を提出すれば、事實上、どうも後へ在留权は
違うところに、いつ、いつ段階にて、かねて思
ひます。

在留目的 康用の如き、國体の
は英語教師といふ。その在留目的に
は英語教師が料飲に加えは自由である。

日本國の事は日本國民の事は善
い生れでござる。その在留目的に
は英語の如きは、その在留目的に上

1. 外国人の行動を判断する為事は
應用が出来ず。外國語の教師
の如きは、その在留目的に上
外国人の行動は自由である。其の如きは

と云ふ事は、現行の本人国籍管理法に
おこは、それ以上に多くて外国人
の行動を規制するには必ずしも理解し
がまく。最近、國会に提出され
た議案は、國籍管理制度に付託まして
は、この点を考慮して、基本法上、天皇
資格としての現行法の如きは、
皇帝下に於けるものである。現行法の如
きは、一々抽象的の資格を在留

資格としての現行法の如き。

2. 新入管法等の如きは、提定の如

卷之三

三

貢

經濟半面解說と現
行法の運営とその問題

現行法には在留資格と並んで「抽象的」
又は「抽象的」の見られて居ます。
出入国管理令には「在留資格」とともに「資格更
かよどむ。兩方は既に序文で示されています。

法政科大厯 9 月可考入學。其間有
在留資格。或不許其之。英語教師
相資。中之。英語教師。其之。之。之。
具體的。英語學校。9 月許。考之。之。
之。

車載。丁々寧に之は、入官今上事
今の届出と、許可か、より手続は
たゞさる。

表半

庚
所

在留期间の更新等は、一文、自由裁量とし、之に従事すると思ひます。日本
の法の趣旨から考へて、先ほどの
申述の如きによると、外国人は、
在留資格をもつて決めてます。
また、出入国管理令の体制と
云ふ事可のは、外国人は、本邦の管
人向うまでも、日本國籍、本邦の管
轄下にあり、日本國民に対する害及ぼす
る景観。又ては國をさう題旨から
立派な法律であります。

表

半

所

222. 開く、と、う、と、ほ、る、る、外、國、人、は、え、く、

4(後)、の、う、る、拘束力、を、持、つ、か、う。

12. お、手、こ、り、ぞ、。

3. は、申、請、書、類、と、ほ、ど、2.、開、く、

う、2.、本、ス、ト、よ、も、レ、ト、リ、テ、リ、

在、留、資、格、と、な、し、ま、と、す、た、た、雇、用、

9. た、れ、か、と、、抽、象、形、に、決、め、あ、り、

22. ま、と、留、生、に、つき、ま、と、は、と、

の、大、事、に、ほ、る、こ、と、こ、と、は、あ、る、

く、れ、ま、せ、け、れ、り、も、留、生、に、と、は、在、留、

期、同、を、乞、の、く、れ、に、上、は、そ、う、の、校、

車、校、と、モ、そ、在、留、期、同、使、な、

21. 7. 1. と、う、ひ、ア、ル、考、え、る、

最高機印 九号の一

22. ま、と、今、留、向、り、て、つ、は、在、留、
資、格、と、い、は、あ、る、も、抽、象、形、資、格、

22. ま、す、る、こ、と、は、原、因、に、付、た、算、の、

先、と、留、先、の、在、留、の、範、囲、ま、で、

本人、の、行、動、を、制、す、可、う、性、格、は、

接、つ、モ、う、は、な、と、理、解、し、す、

出入、國、管、理、合、法、文、上、で、は、在、留、期、同、を、更、

新、す、よ、う、と、は、法、務、大、臣、の、相、當、と、認、め、

す、が、在、留、と、は、外、國、人、と、そ、ん、以、降、

引、続、く、在、留、す、せ、る、否、か、と、い、て、い、つ、

法、務、入、及、し、完、全、自、由、裁、量、權、と、い、て、

33. お名えりよ。

本來のいふべき事は、在留のうどんに

とも。日本國のみひ・日本國民に付し

考の方たゞ思つて。されば、外国人の國

を認める。在留のうどん、即ち強制

在留のうどんに付しの共通の原則

2. 在外國にゐても、在留の期

を基準にして思つて。されば、在留の期

向こうも、どうでもいい。といふ

理解せしむる。外國へは、まことに

ほんとうに審ひあつて、ある、ある、
とうよそく一つ試用期間である

あるが、考の方たゞ思つて。されば、在留のうどんに付しの共通の原則

人間は、行かず、考の方たゞ思つて。されば、在留のうどんに付しの共通の原則

みよひ国民は、社会の審ひあつて、ある、ある、
場合には、それと結ぶ(?)うどんに付しの共通の原則

ある、考の方たゞ思つて。されば、在留のうどんに付しの共通の原則

の更新(?)うどんに付しの共通の原則

ある、考の方たゞ思つて。されば、在留のうどんに付しの共通の原則

ある、考の方たゞ思つて。されば、在留のうどんに付しの共通の原則

卷

半

附

つ之の通、不滿をうれ思ひと。今後是に

度々うれと思ひます。

實際の実務の上のも、在留期間の更新を申請し、申請をするが、認められぬものとされ、又、申請の認められぬものと不許可

12年もたる數九九千五、十箇万对數百の

税金、元から、數九上、アーバンは、

のも、期間更新を認められぬものとの

ように、又は、今アーバン言と申す

は、アーバンの所見によると。

私も、正確な数を承知しないもの

には、アーバンの申す期間

最高裁印
九号の一

るにと、日本國より日本國民上、

と云ふ事は、日本國、更新の

よつて、法務省の延長は行

ばれず、日本と態度、アーバン

う場合に、自由裁量の基準とし

れど、アーバンも、過去幾件事例

あるとする。それらの事例としもと、

アーバンは、在留期間更新の際、認める

が、基準としもとを問はず、とあります。

か考えます。

一、アーバン、日本國を認めてつての基準

國民に對し、害があるから。ところが
ほんまに日本にいたりて、日本人の居
る所で、一處シニアたると思
う。たゞ、入國の法のられて、本人が居住
する場合に、その状況は、かくも行
きづく事がある。特に、入國のとき、
合法的に行はれて、外国人を置去強制
するといつても、本人をどう扱は
害をするか、苦痛をうもぐ、されど
日本にゐる日本国民の利益をうむうむ
秆量電化しても、引取る者はなき
日本国民に、日本国民にこそ、害がある。

最高裁印 九号の一

たゞ、要事は、大至の場合には、置去強制
をする。それでは、日本は、如何
で、置去する。たゞ、如何に置去すか
が、あらうと思ふ。

今、正當にて、在留期間が満了とも
なく更新可能とするが基準と、それ
より在留期間中無理に去可、無制
限去の基準とは、全くは差異ないに
過ぎない。たゞ、日本と、日本
との期間は、在留期間にもよると思はず。
何故かは、在留期間にもよると思はず。
その期間は、在留期間にもよると思はず。
うなづき場合に、それは、期

問題	解説	問題	解説
問 は じ め て ま す か ？	取扱い方で、手をもつて	問 は じ め て ま す か ？	取扱い方で、手をもつて
和 え そ う す べ く な る と は ？	手をもつて	和 え そ う す べ く な る と は ？	手をもつて
ト リ ツ ト 留 滞 す べ く な る と は ？	手をもつて	ト リ ツ ト 留 滞 す べ く な る と は ？	手をもつて
普 通 に せ せ 増 し の 短 期 在 能 と は ？	手をもつて	普 通 に せ せ 増 し の 短 期 在 能 と は ？	手をもつて
ま じ ま た て け け き と は ？	手をもつて	ま じ ま た て け け き と は ？	手をもつて
ト リ ツ ト せ せ 整 療 と は ？	手をもつて	ト リ ツ ト せ せ 整 療 と は ？	手をもつて
正 当 に せ せ 行 事 と は ？	手をもつて	正 当 に せ せ 行 事 と は ？	手をもつて
行 事 に せ せ 在 貨 と は ？	手をもつて	行 事 に せ せ 在 貨 と は ？	手をもつて
三 か 月 ま で 三 か 月 の 向 一 月 に せ せ あ づ か い と は ？	手をもつて	三 か 月 ま で 三 か 月 の 向 一 月 に せ せ あ づ か い と は ？	手をもつて
正 当 に せ せ 犯 罪 と は ？	手をもつて	正 当 に せ せ 犯 罪 と は ？	手をもつて
三 月 ま で 三 か 月 の 向 一 月 に せ せ あ づ か い と は ？	手をもつて	三 月 ま で 三 か 月 の 向 一 月 に せ せ あ づ か い と は ？	手をもつて
正 当 に せ せ 在 貨 と は ？	手をもつて	正 当 に せ せ 在 貨 と は ？	手をもつて

(同) 同じで、延ばして、あらわす事。
→ うのうへん。うのうへん。
→ 打ち切る。同様に 売り手が手を落す。
→ 期(き) 同じで、更新する事。
結果的に日本はあれども、それがどうとか。
→ 同(どう) ある事。
自ら、たまに、たまに、たまに、たまに、
→ は、同一の基準にて、判断する事。
→ は、たまに、たまに、たまに、

今問題は、つまり、延滞期間更新と
いう程度の自由裁量権限を持つ事。

表

半

月

六月の内、五月初旬より同法によつて審査する所と爲す。

正人は、船橋四五年（明治二十九年）外國人の政治活動を許さず、テモ行進、テモ演説書等による政治的意見表明を行はざる事。正人は、意見を述べた事。正人は、三月廿九日。

甲第一三号証を示す

これは、利川支那銀行の印鑑も、正人のものであることをます。

最高裁印 九号の一

正人とは、まさしく、正人であることを、十分に認められた。

當時調べた範囲内にみえ、本件大會開催にて、現地にモ委員ありまつた。

被控訴代理人（秋山）

甲第一三号証を示す

二丁目の表の通りの如く、中民院及び政務院権利に関する国際規約、レトーナン、ヒルツ、触れてゐらねど、これは、国連総会で採決された事。

我

國

漸

憲

半

月

12月。一九六二年一月一日改めて採決され
たとる。

3. 規定は、条約といつても認められる。

4. 規定は、条約の性格を有するが、
それは、表現の自由と、宣傳の自由を、個人

の言ひ口で保障される、といふ規則が規定され人

5. 3月。日本は、規則として、規則を規定する。

6. 実効あると認められ、規則は、規則が
設置され、これが認められる。

7. 本規定は、3月の国が加盟する規則の規則

8. 現在、3月の国が加盟する規則の規則

9. 加盟してから、規則が認められる。

10. 3月の国が加盟する規則の規則

11. 本規定は、3月の国が加盟する規則の規則

12. 委員会は、3月の国が加盟する規則の規則

13. rights 3月の国が加盟する規則の規則

14. 損害 3月の国が加盟する規則の規則

15. 申立て 3月の国が加盟する規則の規則

16. 義務 3月の国が加盟する規則の規則

17. 国 3月の国が加盟する規則の規則

日本は、ヨーロッパ標準より多く、ナショナル化。

日本は、ヨーロッパ標準より多く、発達力より場合に。

日本は、ヨーロッパ標準より多く、表現の自由を現れ
1. 何らかの不利益を蒙りた外国人は、多く

手続による、經濟を求めるなど、多くなる。

規約、並びに議定書は、日本が加盟する。

1966年9月連合は、經濟の方法の

ありふる通り。

一九六六年9月連合は、日本が
どうぞ尊厳を守るために、日本は、
賛成を示すところである。

三丁目(3)、ヨーロッパ標準より多く、先生の先生

ヨーロッパ標準より多く、人権条約など

の条約は、ヨーロッパ標準より多く、ヨーロッパ標準より多く、人権条約など

の条約は、ヨーロッパ標準より多く、ヨーロッパ標準より多く、人権条約など

の条約は、ヨーロッパ標準より多く、ヨーロッパ標準より多く、人権条約など

の条約は、ヨーロッパ標準より多く、ヨーロッパ標準より多く、人権条約など

ヨーロッパ標準より多く、ヨーロッパ標準より多く、人権条約など

ヨーロッパ標準より多く、ヨーロッパ標準より多く、人権条約など

ヨーロッパ標準より多く、ヨーロッパ標準より多く、人権条約など

個人の立候清を認めたり。されど
セレト等であります。既に。非常事態を
この問題を取扱ひゆう。

ヨリト。提許をする人は。さき条約に加盟して

諸國の国籍を持つ人は。限られざるが如く。

ヨリモはアリサヘ。ヨリモシテシカレハ

國に生人。つまり日本人も。ヨリモ

西ドリツヒ。人權侵害を含り。ヨリモ西ド

イツ。裁判所によつて。政治。經濟。運輸等に

ヨリモシテ。場合には。つまり。國政の政治

手院にて。政治を得うべく。場合には。

人種差別。人に提許をまとい。ヨリモ

ヨリモアラ。國籍アリ叶はず。ヨリモ

ヨリモ。先生のみ書くに似たる権利の皮焉と
ヨリモ。集合・結社の自由をうへ。ヨリモ。本書
ヨリモ。ヨリモ。集合・結社の自由にうへ
ヨリモ。ヨリモ。規定されておんじやあ。ヨリモ。
平穎は集合の自由をうへとは、ヨリモ
ヨリモ。ヨリモ。ヨリモ。

控訴人指走代理人(吉野)

正人は、先ほど、トイツへ留学されたといふと
ヨリモ。ヨリモ。西ドリツア外国人法アスンメン
ターレ。本書トモトガ、カーナイントム
ヨリモ。ヨリモ。ヨリモ。

ヨリモ。本の本をうへとす。ヨリモ。

卷

三

四

の書を以て置き。かくぞ外國人は、他國
又國へ、滞在する権利を得る有る者も居
ます。たゞ、國際慣習法上、一改上に原
則があり、ナレツの外國人法は、其原則に
基づて定められて、たゞ解説の箇所に
ある通り、立場は、"おどりよ"。
それは、外國人法に、つゝは、三冊ほど
本の、あきわけり。現在にみえは、
外國人の當たりに無条件に入國をする
う権利を持つものには、さういふのは
一般的に行なわれてゐると思ふ。しかし、
それでは、國家のはる、外國人が入國
を絶対的に行はれることは、申します。

最高裁判 九号の一

の書を以て置き。かくぞ外國人は、他國
又國へ、滞在する権利を得る有る者も居
ます。たゞ、國際慣習法上、一改上に原
則があり、ナレツの外國人法は、其原則に
基づて定められて、たゞ解説の箇所に
ある通り、立場は、"おどりよ"。
それは、外國人法に、つゝは、三冊ほど
本の、あきわけり。現在にみえは、
外國人の當たりに無条件に入國をする
う権利を持つものには、さういふのは
一般的に行なわれてゐると思ふ。しかし、
それでは、國家のはる、外國人が入國
を絶対的に行はれることは、申します。

同之は、外国人の外国人の旅行又域内に
入國し滞在するのみという事には、外国人行
政府の滞在許可を得なければ、本多さん
は、日本へは参りません。

(2)

是より、該場合に、滞在許可を下す事
許可する上にも、場所的に制限された事、あ
るは、期限つまり余計つゝある事、一種の質問を
つけて、許可を下さうとする事は、ござります
けん。

アーティスチック局、完全な自由裁量事項
とされ、あることの上ではありますまい。

前記の如く。

是れは、戦争事項として、下記の如く
實際の入國、状況を考慮して下す事
と、はては、自由に入國する事、
又は、実情でござまじき、自由裁量
たる、いかなる恣意の上、入國を拒否し
ておこうとは慣行として、下さりける事
である。

(3)

是より、(2)の如く、外国人の入國許可し、滞在
許可する事も、在留期間が決めて
ます。

(4)

是より、(3)の如く、在留期間(年)
定め、許可する事も、在留期間が決めて
ます。

月

半

2行
（の原則）と定めんとする。3月5日

1月23日。

期限の決まりで、場合は、定期的と
ういふ。おきるかあつて、入居。

同様に、うつすが、まじめに、1月9日

貸すことを、普通、上位の大學は

年2月2日まで、受け取り、3月12日

1月13日まで、下へ、行けども、3月22日

下へ、要する期間は、例え、1月31日

にて、回り、借りたりとも、

実際

は、あるものとせず、これらは、法律の

解釈上は、これらは、自由裁量事項とし、

最高裁判印 九号の1

更新が、許可するが、は、お役處に、

自由裁量とされ、うつすが、うつすが、

うつすが、みづやまとく。期限が、

うつすが、みづやまとく。期限が、

うつすが、みづやまとく。期限が、

我が國では、出入国管理令の規定によると

1ヶ月、在留期間は決まりて、よし、うつすが、

うつすが、満了すれば、当然、おこなはる。

原則

うつすが、場合に、更に滞在を許すのは、

在留期間の更新の申請をしておこなはる。

成

事

所

第八回 行政府の裁量更事項によるものと云ふ。
本人の國管機会 = 一条の三項、二の在留期間
の更新の申請が外務省合に付。一請務
大臣は、当該外国人の提出した文書にて
在留期間の更新を適当と認めた是より
相手の理由が承認された事である。
許可する事の規定は、文書の方にて
記載する事。通常の場合には、許可是
該文書にて。たゞ、二の在留期間の更新を適
當とする事は、相手の理由が承認された事。
限る。法務大臣は、本件を許可する事。

半

月

でます。ところが、上に理解されて、わざと
日本へおひこりある程度、自由裁量は往々
で、その範囲があくびはすがと、思ひこります。
うそとは、いつかうそ。

うそとは、奉文を書き方があります。
うそによると、お詫びの仕方がありまし
た。それまでは、先ほど証言をしました
が、今は通常と云ふしょくは、人権とか、
国籍とかあります。外国人の平穏、
市民生活がでますと、それは保障
するためとあります。世界人権宣言、
国際人権規約の考の方でござりますして。

ただ、本入国のニートバーと云ふと
その国家の利益、国民の利益を害す
うそとは、困るというござります。
うそによると、連用や言ひ方、考の方
うそは、うそは場合にも、日本の
國家および、国民党に害がある限り
うそは、うそは連用立てもうござ
うそは、うそは理解してます。
ただ、当然に更新する権利があると
うそは、うそは保障するべきだと思
うそはうそだと思ます。

被控訴代理人（乙中）

卷

半

頁

文言解釈より、多く実務の運用
とされる。自由裁量もようす感じ
で、簡便である。自由裁量と云ふあれども、全く
恣意的で自由を認めたものにはなくて、合理的
的で裁量基準がある。それには反する場
合には、裁量権の濫用の問題となる。

私の中の上位法には、国际法にさう
規定があるのも、日本の国が
さうもは、国际社会の中にはねた
うるからこそ成り立つ。国际的な

概念は、國際人權宣言、國際
人權規約などもある。

私は、この裁量基準に基づいて、
運用するに思つた。なぜなら、
予から、この裁量基準事項と、うとにさう
しても、この裁量基準に基づくのは、
今私が実際問題として、個人の市民的
権利の保障と云ふことを重視する。
當然、裁量基準の設定はわれらの事

うれし、合理的な規制なくして逸脱する場合には、裁量基準を達成するにはなりぬはならぬ。

うう思ます。行政とうもろは法に基づくべきであるべきもまたと思ます。憲法も保障してありますように、国際慣習法を含むべきです。これが憲法に基づく行政が行なわれることあるべき事だと思ます。

控訴人指定代理人 (吉野)

先ほど、西ドレイツ君は、うう思ひました。

自由裁量のことを伺いましたから、ニメリーナー

1. まずと、法規裁量の自由裁量とは、完全な自由裁量であると、その場合の自由裁量に対する制限としては、外國人の滞在や、トイン・連邦共和國の利益を、害する場合にあつて、滞在許可を絶するに至るまで、従く、逆に意味するに至るまで、と、うう意味で、積極的な滞在許可しろ、と、ううよりは積極的な方の意味で、従く、逆に意味で、ううしても向かは、自由裁量に対する制約と言ふ。それは、それは、どうかううと、ううと書いてござります。

うれしは、トイツ外国人法の解釈としても狭すぎると思ます。

裁判長

卷

半

月

高局、外國人を國內に受け入れるが、多くは
ま下、國內に之の外國人に退去を止め
かう。窮屈、基準、今、証人の言わ
れども、如何です。國家、何等は、國民
の利益と云ひます。安全、これに害があ
かぬ、どうぞおこなはれけり。

は、そり考へてよしと思はず。

國家の利益は、身体的
には、安全保障、それから、公序良俗
を守ら、衛生を保つ事などと爲す。

されば、國連も、臺灣在期间とうもの根本

最高裁印 九号の一

のも、定められた理由と云ふは、どうあ
んります。

つあるだうと思ひます。(これは、先ほ
申しましたと、試用期間、よしと、之の
期間、どうの國家の安全、國民の利益
を窓口にござつて、どうの考へ方、それから、暫定政
府の本、國民の為めの事等、
期向にあつて、在留を認めたうと
によつて、常識、中止の独立をもつて思ひます。
の國のレザーブ、どうのともかく思ひます。
うち、出入國の管理事務、今、不法
のうち、所管は、法務大臣の者と、三九

寒留の理由は

行
事

表

半

月

結局、外國人のつての行政とまゝ
立派な問題、それは行政事務の
事務局、行政権限に當てはゆる
の事項は、現在人権擁護局
の事務局に於ける事項よりは
法務省に於ける事項よりは
法務省轉りの事項よりは
法務省
は、主として管轄権を認めて居ます。
管轄権を認めたる事項は、地方行政
長官と警察署や租税課等の事務
事務局は、今申述べたる理由は、法務
省に管轄工本にて思ふ事。

國の安全上、之に關係する事と、公安とか犯罪非
法行為も關係する事と、外國人の人権
考慮から、之は、ざんざようか。
國の公安と、之は、外國人の人権
保護と、之は、接合して言つて置か
る事ある管轄局、即ち法務省だら
ば、之は思はず。